

■■■ 運営規程

(目的)

第1条 本運営規程は、一般社団法人やまゆり知的障害児者生活サポート協会（以下「当法人」という。）が、当法人定款（以下「定款」という。）第5条に定める事業を執行するうえで事務の適正且つ能率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会及び年会費)

第2条 当法人に入会しようとする者は、所定の加入依頼書を3月18日までに事務局に提出することで、翌年度の4月1日から会員となる。

「生活サポート総合補償制度Aプラン」の会員（以下A会員という。）は年額17,000円（内訳：制度運営費2,190円 保険料14,810円）、
「生活サポート総合補償制度Bプラン」の会員（以下B会員という。）は年額23,000円（内訳：制度運営費3,190円 保険料19,810円）、
「生活・就労サポート総合補償制度Cプラン」の会員（以下C会員という。）は年額22,000円（内訳：制度運営費2,570円 保険料19,430円）の納入は原則として口座引落としによるものとし、継続の場合は翌年度以降も同様の扱いとする。なお、年会費の引き落とし日は、5月12日（休日の場合は翌営業日）とする。

- 2 年度途中の入会は毎月1日からとなり、期日までに所定の加入依頼書を事務局に提出し、年会費の納入を完了した場合に会員となる。
- 3 年会費は、生活サポート総合補償制度のプランに応じ3種（プランA・プランB・プランC）となり、各加入月の金額及び内訳は以下（表1）のとおりとする。

(表1)

加入月	プランA			プランB			プランC		
	年会費	制度運営費	保険料	年会費	制度運営費	保険料	年会費	制度運営費	保険料
4月	17,000	2,190	14,810	23,000	3,190	19,810	22,000	2,570	19,430
5月	15,320	2,180	13,140	20,840	3,140	17,700	20,040	2,530	17,510
6月	13,930	1,970	11,960	19,150	3,020	16,130	18,370	2,430	15,940
7月	12,540	1,790	10,750	17,240	2,740	14,500	16,530	2,200	14,330
8月	11,140	1,590	9,550	15,320	2,440	12,880	14,710	1,970	12,740
9月	9,740	1,370	8,370	13,410	2,150	11,260	12,880	1,730	11,150
10月	8,370	1,180	7,190	11,490	1,800	9,690	11,020	1,450	9,570
11月	6,980	1,000	5,980	9,580	1,520	8,060	9,180	1,220	7,960
12月	5,560	780	4,780	7,660	1,220	6,440	7,350	980	6,370
1月	4,190	590	3,600	5,750	930	4,820	5,530	750	4,780
2月	2,800	400	2,400	3,830	580	3,250	3,660	470	3,190

(会員資格の喪失)

第3条 会員は、定款第12条、第13条①、②により会員資格を喪失した場合、事務局に連絡し、所定の様式を提出する。なお、年会費のうちの保険料については、重要事項説明書にある返還保険料計算方法により返還する。

(社員)

第4条 当法人の社員は、会員が50人以上加入している施設長・及び本部会員のうちから理事会で推薦を受けた者とし、定款第15条2項により申し込みを行う。

2 前項の会員数は、前年度の3月1日をもって確定する。

(委員会の設置・運営)

第5条 当法人に委員会を置くことができる。

2 理事長は、事業の推進に必要と認めるときは、理事会の承認を受け、委員会を設置することができる。

3 委員会は、委員の中から委員長を指名し、委員は理事長又は理事の推薦を受けた者とする。

4 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

5 委員会は、理事長又は理事会から付託された事項について協議し、その結果を理事長及び理事会に報告する。

(事務局の構成)

第6条 事務局には、事務局長及び職員を置く。

2 業務の遂行の円滑化を図る為に、専任の担当理事を充てることができる。

(三役会)

第7条 三役会は、理事長が招集し、理事長および副理事長、事務局長により構成する。

2 監事は、会務の遂行を把握し監査する目的において、三役会に出席することができる。

(理事会の議長)

第8条 理事会の議長は理事長がこれに当たるが、事故等による支障があるときは、理事長が予め理事会の承認を得て定めた順位に従い行う。

(生活サポート総合補償制度)

第9条 当法人は、一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会との間で「保険加入手続き事務委託契約書」を、AIU保険会社代理店である株式会社ジェイアイシーとの間で、「保険取扱い窓口確認書」を交わし、これについての事務処理を行うものとする。

2 保険料は、見直しにより変更される場合がある。

(委任)

第10条 この規程について必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改定及び変更)

第11条 この規程の改定及び変更は、理事会において決議する。

- 附則
1. この規程は、平成29年5月30日に開催された定時社員総会后平成29年4月3日に遡って施行する。
 2. この規定は、平成30年6月7日に開催された定時社員総会后平成30年4月2日に遡って施行する。